

DCとはDefined Contributionの略=確定拠出年金のことです。

平成17年 4月 28日

確定拠出年金導入企業を離退職した場合には資産を何らかの形で移換する必要があります。今回は、その際の手続きと、それを忘れたらどうなるのかという点に焦点をあててみます。

離退職時における資産の移換について

日々、確定拠出年金に関する様々な業務を行なっている際に気が付くのが、強制移換者が意外に多いということです。本日はこの点についてお話ししてみたいと思います。

個人型年金などへの移換

確定拠出年金を導入している企業を60歳以前に退職して加入者資格を喪失した場合は企業型年金の加入者でも運用指図者でもない「企業型年金加入者であった者」という扱いになります。そうすると、当該企業型確定拠出年金に年金資産を置いておくことはできません。

加入者資格を喪失した日(退職日の翌日)が属する月の翌月から起算して6ヵ月以内に、転職先などが確定拠出年金を導入していれば、その企業型年金に、また個人事業主となる場合等には個人型年金に、資産を移換する手続きをしなければなりません。

いずれにしても基本的に本人が弊社などの受付金融機関に申出て、「個人別管理資産移換依頼書」等を提出し、資産の移換を行う必要があります。

また、一定の要件を満たしていれば脱退一時金として受取ることができます(平成17年10月からは支給要件が緩和されるため、脱退一時金として受け取りやすくなることは以前お伝えした通りです)。

手続きを忘れてしまうと・・・。

それでは、この手続きを忘れてしまった場合はどうなるのでしょうか。

まず、期限までに移換の申し出をしなかった場合には資産は強制的に国民年金基金連合会(以下「連合会」)の個人型年金に移換される(以下「強制移換」)こととなります。これは、企業型年金の加入資格を喪失した人の年金資産を、そのまま当該企業型年金に管理させるのでは、実施企業への負担が重くなることを考慮したものです。

次に、実際の強制移換はどのように行なわれるのでしょうか。

実際の強制移換

資産の移換期限である6ヵ月が経過した時点で、その企業型の記録関連運営管理機関(レコードキーパー)は、資産管理機関に対して、資産を現金化して連合会に移換をするよう指示を出します。

事業主返還制度がある場合

その人が元の企業の事業主返還金(勤続3年未満の場合、企業は事業主返還制度を定めることができ、同制度の適用対象となる場合があります)の対象になっている場合には、この移換の段階で現金化された資産について、移換元レコードキーパーは事業主に送金するとともに、移換対象者の個人情報(加入者原簿)を、個人型特定運営管理機関(以下「特定レコードキーパー」)に通知します。

移換完了後

こうして移換が完了した後、移換元レコードキーパーは速やかに移換対象者に通知します。また、所在不明で通知ができない場合には、通知の代わりに資産が連合会に移換された旨を公告しなければなりません。

これらの通知および公告を怠った場合には、移換元レコードキーパーに対して過料が課せられることとなります。

また強制移換が適用された人は、法的には加入者でも運用指図者でもない、「その他の者」という扱いになり、本人が移換手続きを行わない限り、その資産は金銭のまま連合会で管理され、運用指図も脱退一時金等の支給申請も行うことができません。

手数料など

なお、強制移換に際しては、特定レコードキーパー手数料として3,000円(税別)が個人別管理資産から徴収され、さらに他の制度へ移換手続きを行う際に特定レコードキーパー移換手数料として4,800円(税別)が徴収されることとなりますので、せっかく積み上げてきた年金資産が大きな不利益を被ることになり、確定拠出年金のポータビリティを活かせないこととなります。

上記のような事項を含め、従業員に対する退職後の諸手続きについては周知徹底が重要となります。退職したとはいえ、一緒に働いてきた仲間が、こうした事態に陥らないよう担当者の皆さまにはご配慮いただきたいと考えます。

以上